

令和7年度「外国人観光客受入環境整備支援」実施要領

1 目的

長岡市を訪れる外国人観光客の満足度及び観光地としての魅力度の向上を図り、市内におけるインバウンド消費の拡大を実現するため、市内事業者が行う外国人観光客の受入環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象事業者の要件

- (1) 市内に事業所（営業所、支社含む）、施設、店舗等を有し、次の各号のいずれかに該当する者を補助対象事業者とします。
 - ① 旅館業法の許可を受けた宿泊事業者
 - ② 観光施設事業者
 - ③ 食品衛生法の許可を受けた飲食店営業者
 - ④ 商業施設運営者（スーパーマーケット、商店など）
 - ⑤ 市内に路線を有し運行する鉄道事業者及びバス事業者
 - ⑥ 市内の協会及び組合等に参加するタクシー及びハイヤー事業者
 - ⑦ 旅行業法による登録を受け、市内で体験型観光商品を展開する旅行事業者
 - ⑧ 市内でインバウンドの推進に取り組む団体
 - ⑨ その他、「越後長岡」観光振興委員会の会長が特に必要と認める者
- (2) 前項の規定に関わらず、申請団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する場合、または暴力団及び暴力団員が、申請団体及びその構成員の経営に実質的に関与している場合は補助対象から除外します

3 補助内容

(1) 補助対象事業及び経費

補助の対象となる事業及び経費は次表に掲げるものとします。ただし、同一の事業について、国、県、その他これらに準ずる団体から補助金等の交付を受けている場合や、それらの団体から受託している場合は補助対象から除外します。

対象事業	対象となる取組の例	対象経費
外国語対応	外国語パンフレット、メニュー表、看板等の製作・設置 外国語音声ガイドや翻訳機等の導入	翻訳費、製作費（制作費）、 工事費、印刷費、物品購入費
公衆無線 LAN 環境整備	公衆無線 LAN の設置	
決済環境整備	キャッシュレス決済端末の導入	
ホスピタリティ整備	変換プラグ、大型浴衣、礼拝用マットなどの導入 貸出自転車などの導入	

(2) 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

- ・ 補助率 補助対象経費 10 分の 5（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額 20 万円

4 申請手続

事前相談後、必要な書類を事務局に提出してください。

(1) 申請期間及び提出先

期 間 令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで（予算上限に達し次第終了）

提出先 〒940-0062 長岡市大手通 2－6 フェニックス大手イースト 6 階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書（カタログ、見積書等含む）

(3) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。

5 審査及び交付決定

(1) 審査方法

提出書類に基づき、事務局による申請内容の審査を行います。審査にあたっては、必要に応じて、事務局から申請者に対してヒアリングを実施します。

審査の結果、不採択となる場合や申請内容の一部が採択されない場合、条件付きでの採択となる場合があります。

(2) 審査基準

以下の観点から審査します。

- ・ 本支援の目的に合致しているか。
- ・ 整備の規模は適切か。
- ・ 外国人観光客の誘客や消費拡大が期待できるか。

(3) 交付決定

審査後、審査結果（補助金の交付決定又は不交付決定）を通知します。

なお、申請額と異なる額で交付決定を行う場合があります。

※ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

6 実績報告及び支払い

(1) 実績報告書の提出

交付決定を受けた事業が完了した日から 20 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 10 日（火）のいずれか早い日までに、事務局へ実績報告書を提出してください。

(2) 額の確定及び支払い

実績報告書の内容を検査した後、補助金の額を確定し通知します。なお、検査の結果、補助金が減額となる場合があります。（領収書等の証拠書類がない場合、補助対象外の経費が含まれている場合など）

補助金は額の確定後、速やかに支払います。

7 その他

- ・ 補助事業の内容等を変更又は中止する場合は、事前の承認が必要です。所定の「変更中止申請書」を提出してください。内容によっては、変更が認められない場合もありますので、ご注意ください。
- ・ 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金の支払いは行いません。
- ・ 補助金の交付決定を受けた後に、交付決定額の一部又は全部について概算払いの請求をすることができます。所定の「概算払請求書」を提出してください。内容によっては、概算払いが認められない場合もありますので、ご注意ください。
- ・ 補助事業において備品等を取得した場合には、補助事業が終了した後も、当該備品等を適切に管理しなければなりません。法定耐用年数を経過する前に取得した備品等を処分（転用、譲渡、貸付け、廃棄又は取壊し及び担保に供する処分）しようとするときは、事前の承認が必要です。承認を受けずに処分した場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります

【連絡先】

「越後長岡」観光振興委員会事務局

〒940-0062 長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 6 階

電話番号 0258-39-2344 FAX 0258-39-3234

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp